

令和7年度

坂井市(坂井町)

ごみ収集日カレンダー

特別集積地(もやせるごみ[🔥]・[👛]地区用)

当日の
午前7時30分までに
出してください。

令和7年4月★収集曜日の変更あり

日	月	火	水	木	金	土
		1 燃	2 不	3	4 燃	5
6	7	8 燃	9	10	11 燃	12
13	14	15 燃	16	17	18 燃	19
20	21	22 燃	23	24	25 燃	26
27	28 燃	29 昭和の日	30			

5月★収集曜日の変更あり

日	月	火	水	木	金	土
				1	2 燃	3 憲法記念日
4	5 燃	6	7 不	8	9 燃	10
11	12 みどりの日	13 燃	14	15	16 燃	17
18	19	20 燃	21	22	23 燃	24
25	26	27 燃	28	29	30 燃	31

6月★環境月間・マイボトル推進月間

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3 燃	4 不	5	6 燃	7
8	9	10 燃	11	12	13 燃	14
15	16	17 燃	18	19	20 燃	21
22	23	24 燃	25	26	27 燃	28
29	30					

7月

日	月	火	水	木	金	土
		1 燃	2 不	3	4 燃	5
6	7	8 燃	9	10	11 燃	12
13	14	15 燃	16	17	18 燃	19
20	21 海の日	22 燃	23	24	25 燃	26
27	28	29 燃	30	31		

8月

日	月	火	水	木	金	土
					1 燃	2
3	4	5 燃	6 不	7	8 燃	9
10	11 山の日	12 燃	13	14	15 燃	16
17	18	19 燃	20	21	22 燃	23
24/31	25	26 燃	27	28	29 燃	30

9月★収集曜日の変更あり

日	月	火	水	木	金	土
	1	2 燃	3 不	4	5 燃	6
7	8	9 燃	10	11	12 燃	13
14	15 敬老の日	16 燃	17	18	19 燃	20
21	22 燃	23 秋分の日	24	25	26 燃	27
28	29	30 燃				

10月★食品ロス削減月間

日	月	火	水	木	金	土
			1 不	2	3 燃	4
5	6	7 燃	8	9	10 燃	11
12	13 スポーツの日	14 燃	15	16	17 燃	18
19	20	21 燃	22	23	24 燃	25
26	27	28 燃	29	30	31 燃	

11月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 文化の日	4 燃	5 不	6	7 燃	8
9	10	11 燃	12	13	14 燃	15
16	17	18 燃	19	20	21 燃	22
23/30	24 勤労感謝の日	25 燃	26	27	28 燃	29

12月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2 燃	3 不	4	5 燃	6
7	8	9 燃	10	11	12 燃	13
14	15	16 燃	17	18	19 燃	20
21	22	23 燃	24	25	26 燃	27
28	29	30 燃	31			

令和8年1月

日	月	火	水	木	金	土
				1 元日	2	3
4	5	6 燃	7 不	8	9 燃	10
11	12 成人の日	13 燃	14	15	16 燃	17
18	19	20 燃	21	22	23 燃	24
25	26	27 燃	28	29	30 燃	31

2月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3 燃	4 不	5	6 燃	7
8	9	10 燃	11 建国記念の日	12	13 燃	14
15	16	17 燃	18	19	20 燃	21
22	23 天皇誕生日	24 燃	25	26	27 燃	28

3月★収集曜日の変更あり

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3 燃	4 不	5	6 燃	7
8	9	10 燃	11	12	13 燃	14
15	16	17 燃	18	19 燃	20 春分の日	21
22	23	24 燃	25	26	27 燃	28
29	30	31 燃				

分 類		特別集積地へ出せるごみの種類(具体例)		分 類		市役所等へ出せるごみの種類(具体例)	
もやせるごみ	指定袋	台所ごみ	残飯、茶殻、弁当容器、卵の殻、貝殻、空き箱等の包装類、食品トレイ、ポリ容器、その他木製・プラスチック製用具、アルミ箔(さつと洗い汚れが落ちないもの)など	古紙類	●新聞紙、チラシ、雑誌、段ボール、牛乳パックなどの内側が白い飲料用紙パック ※紙ひもでしばり、スーパーの店頭回収や小・中学校の集団回収に出しましょう。		
		ビニール・紙くず類	菓子袋、ビニール袋、紙コップ、外箱、新聞、雑誌、ダンボールなど	雑がみ	●「雑がみ」とは、新聞、雑誌、ダンボール、紙パック以外のリサイクルできる紙のことです。(例:ティッシュやお菓子の箱、紙袋、包装紙、ハガキ、封筒など) ●市役所の雑がみ回収ボックスに出すか、地域の資源回収に出してください。		
		木竹くず・日用品類	剪定くず、使い捨てカイロ、乾燥剤、シップ、紙おむつなど	食用油	ペットボトル等の容器に入れ、坂井市役所本庁、各支所に持参してください。 ※凝固剤で固めたもの・新聞紙にしみこませたものは「もやせるごみ」として出せます。 ※液のまま出す場合は、ハーツはるえ店営業時間内に駐車場東側エコステーションの廃食油入れに入れることもできます。(てんぷら油等食用油のみ)		
		布・履物類	衣類、座布団、足元マット、スリッパ、革靴、長靴など		蛍光灯・乾電池 水銀式体温計	市役所本庁、各コミュニティセンターの回収コンテナへ出してください。 ※割れた蛍光灯は「もやせないごみ」として出してください。 ※事業所から排出された蛍光灯・乾電池は対象外です。各事業所で適切に処分してください。	
		プラスチック類	CD、ビデオテープ、スポンジ、おもちゃ、風呂マット、プラスチック容器、下敷き、ハンガー、発泡スチロールなど			使い捨てライター	本庁環境推進課、各コミュニティセンターに持参してください。
		皮製品・ゴム類	かばん、グローブ、ベルト、ゴムひも、輪ゴムなど	小型家電・廃家電 (ボックス回収)	●対象物:回収ボックスの投入口に入る大きさの小型家電 (テレビなどの家電リサイクル法対象物や、デスクトップパソコンは対象外) ●回収ボックスの設置場所: 市役所本庁、各支所、PLANT2、イーザ、ピアゴ丸岡店、ハーツはるえ店 ※電池は取り外してください。 ※個人データは消去してください。		
		ペットボトル	ジュース、お茶、醤油、みりんなどの容器		もやせないごみ	指定袋	陶器類
ガラス・混合物類	ガラスコップ、ガラス製品、窓ガラス、鏡、薬や化粧品品のびんなど	小型家電製品	ラジカセ、ドライヤー、シェーバー、家庭用ゲーム機、電気ストーブ、炊飯器など ※リサイクルのためなるべく小型家電回収にご協力ください。				
金属類	鍋、やかん、バケツ、調理用品、スプーン、てんぷらガード、レンジ敷き、はさみ、絵の具のチューブ、粉ミルクの缶、缶詰の缶、菓子類の金属製容器など	その他	傘、針金、コード類、包丁、金属製のおもちゃなど ※針金など長いものは、1m以内に裁断して出してください。				
缶	ジュース、ビールなどの飲料用の空き缶	びん	酒、ビール、醤油、調味料、ジュースなどの空き瓶				
注意:スプレー缶	スプレー缶、カセットボンベ等は収集しませんので、中身を使い切り、穴を開けて市役所へ持参してください。	ごみ収集券	剪定した木・小枝	袋に入らない木枝は、直径3cm以下、長さ1m以内に切り、30cm以内に束ねてごみ収集券を貼付して出してください。			

◎市で収集するごみは、家庭系および事業系一般廃棄物のみです。

産業廃棄物は収集できません。県の許可を受けた専門の収集処理業者に依頼してください。

※上記一覧内のごみであっても、事業活動に伴って出た場合は産業廃棄物となるものがあります。

★ごみの減量とリサイクルにご協力ください★

家庭でできること

・古紙類(段ボール、新聞紙など)やペットボトルなどは、スーパーの店頭回収を活用しましょう。

・生ごみの80%は水分です。水を絞って乾かすことで悪臭や腐敗を防止できます。生ごみの水切りに努めましょう。

・余分な材料を買わない、食べ切れる量だけを調理するなど、食品ロス削減に努めましょう。

事業所でできること

・オフィスでの印刷ミスを減らす、裏紙を利用するなど、ごみの減量化に努めましょう。

・事業所ごみの大部分を占める紙類は、古紙回収業者に持ち込めばリサイクルすることができます。紙以外にも缶やプリンターのトナーなどもリサイクルすることができ、資源によっては、売却することもできます。分別回収ボックスなどを設置し、リサイクルできるものは分別しましょう。

清掃センターの受け入れについて

直接搬入する場合は、清掃センターに料金等を事前にお問い合わせください

◎受付時間：午前8:30～12:00 午後1:00～5:00(土、日、祝日は休み)

ただし、第2、第4日曜日は家庭からの粗大ごみのみを午後4:30まで受付します

◎お問い合わせ：清掃センター あわら市笹岡33-3-1 電話74-1314

お 願 い

★必ず指定ごみ袋に入れてください。氏名等も忘れずに記入をお願いします。

★一時的に大量に出る一般家庭系および事業系ごみは清掃センターに自主搬入することができます。

★簡易焼却炉等を使ってのごみの野焼きは絶対にしないでください。(野焼きは犯罪です)

★ごみの不法投棄は絶対にしないでください。(不法投棄は犯罪です)

★特別集積地の管理は、申請者自身で責任をもって行ってください。